

議第6号

「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年3月
策定）を次のとおり改定するものとする。

平成29年8月22日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 松 川 禮 子

(提案理由)

平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され
たこと等に伴い改定するもの。

<根拠法令>

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）〈抜粋〉

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

附 則

（検討）

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針 平成26年3月 改定案 (新旧対照表)

現 行	改 定 後 (案)
はじめに	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。</p> <p>本基本的な方針（以下「岐阜県の基本方針」という）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県が策定するものである。</p> <p>岐阜県では「岐阜県の基本方針」に基づき、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととする。</p> <p>また、市町村が基本方針を定める場合は岐阜県の基本方針を参考し、各市町村の実情に応じたいじめに関する施策を基に対応するものとする。</p>
はじめに	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。</p> <p>本基本的な方針（以下「岐阜県の基本方針」という）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県が策定するものである。</p> <p>岐阜県では「岐阜県の基本方針」に基づき、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととする。</p> <p>また、市町村が基本方針を定める場合は岐阜県の基本方針を参考し、各市町村の実情に応じたいじめに関する施策を基に対応するものとする。</p>

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識**1 基本理念**

いじめは、全ての児童生徒に關係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わらず、いじめが行われなくなるようになることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

そのためには、児童生徒に関する全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは單性な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たなければならない。「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

岐阜県においては、市町村や地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導・助言を行うことを通じて、いじめ問題の未然防止や早期解決を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。（法：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒の主觀のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為振り返らせ、何がいけなかつたかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うこととも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（岐阜県の基本方針10ページ参照）を活用して行う。

〈一定の人間関係〉とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

〈物理的な影響〉とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ等のいじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

〈一定の人的関係〉とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの
人間関係を指す。

〈物理的な影響を与える行為〉とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に
関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けん
かやふざけ等のいじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否
かを判断するものとする。

(追記：国の方針準拠)

いじめられた児童生徒の立場にたって、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行つた行為が意図せず
に相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を
傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが
できた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対
応によるることも可能である。ただし、これらの場合であつても、法が定義するいじめに該
当するため、事案を法第22条の学校はじめ組織へ情報共有することは必要となる。

(追記：国の方針準拠)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶおりして叫かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叫かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、譲されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいかなことをされる等
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(追記：国の方針・準拠)

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」といふ雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まれないように土壤をつくるために、関係者が一体となつた継続

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まれるようになります。

的な取組が必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その後、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり輕視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行ふことが必要である。また、家庭や教育委員会、学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できることを確認するような体制整備が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(修正：国の方針准拠)

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行ふことが必要である。また、家庭や教育委員会、学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できることを確認するような体制整備が必要である。

(修正：国の方針准拠)

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば「子どもを地域で守り育てる県民運動」のようにPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県生徒指導推進会議」により、岐阜県全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐ

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば「子どもを地域で守り育てる県民運動」のようにPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県生徒指導推進会議」により、岐阜県全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐ

るみでの取組を推進することが必要である。また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会、学校の設置者においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子どもも相談センター、医療機関、法務局、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得るなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要なである。

児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得るなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要なである。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会、学校の設置者においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子どもも相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等の人権擁護機関による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得るなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要なである。

(修正：国の方針準拠)

II いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策

1 基本的な方針の策定

岐阜県の基本方針は、県内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系统的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

岐阜県の基本方針が、地域の実情に即してきちんと機能しているかを、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県いじめ防止等対策審議会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行う。また、いじめは、県内全ての児童生徒に関する問題であり、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための岐阜県の基本方針には、私立学校もその対象として含むものとする。

2 組織等の設置

(1) 「岐阜県いじめ問題対策検討会」

県教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「岐阜県いじめ問題対策検討会」を設置し、岐阜県の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

「岐阜県いじめ問題対策検討会」の構成員は、学校関係者、岐阜県教育委員会、知事部局私立学校主管部局、岐阜県中央女子子ども相談センターや、岐阜地方法務局、岐阜県警察、岐阜県弁護士会、岐阜県医師会、岐阜県臨床心理士会、市町村教育委員会代表等である。この検討会は、市町村が設置する学校のいじめの防止等にも参考となるよう、県内の市町村教育委員会等との情報共有等の連携を行う。なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会等の設置が難しい市町村においては、県の検討会の内容を情報提供などの連携ができるよう配慮する。

(2) 「岐阜県いじめ防止等対策審議会」

県教育委員会は、法第28条第1項に基づき、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置する。

「岐阜県いじめ防止等対策審議会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。この審議会では、「重大事態の調査」「いじめの防止等のための調査研究」「いじめの通報や相談を受け、必要な際に当事者の関係を調整するなどして問題の解消を図る」などを目的として設置する。なお、小規模の市町村など設置が困難な地域もあるため、県教育委員会は、市町村への支援のため職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整える。

(3) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に基づき、県立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」を設置する。

「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。調査結果の報告を受けた知事が、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行なうことができる。

2 組織等の設置

(1) 「岐阜県いじめ問題対策検討会」

県教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「岐阜県いじめ問題対策検討会」を設置し、岐阜県の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

「岐阜県いじめ問題対策検討会」の構成員は、学校関係者、岐阜県教育委員会、知事部局私立学校主管部局、岐阜県中央女子子ども相談センター、岐阜地方法務局、岐阜県警察、岐阜県弁護士会、岐阜県医師会、岐阜県臨床心理士会、市町村教育委員会代表等である。この検討会は、市町村が設置する学校のいじめの防止等にも参考となるよう、県内の市町村教育委員会等との情報共有等の連携を行う。なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会等の設置が難しい市町村においては、県の検討会の内容を情報提供などの連携ができるよう配慮する。

(2) 「岐阜県いじめ防止等対策審議会」

県教育委員会は、法第28条第1項に基づき、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置する。

「岐阜県いじめ防止等対策審議会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。この審議会では、「重大事態の調査」「いじめの防止等のための調査研究」「いじめの通報や相談を受け、必要な際に当事者の関係を調整するなどして問題の解消を図る」などを目的として設置する。なお、小規模の市町村など設置が困難な地域もあるため、県教育委員会は、市町村への支援のため職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整える。

(3) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に基づき、県立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」を設置する。

「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。調査結果の報告を受けた知事が、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行うことができる。

3 いじめ防止等に向けた具体的な施策

<p>(1) 県における関係機関等と連携した体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの防止等に関する様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県いじめ問題対策検討会」「岐阜県生徒指導推進会議」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者との密接な連携の下で行われるよう努める。<県教育委員会、環境生活部、警察> ・「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」や「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、県教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。<県教育委員会、警察、環境生活部> ○ 県内各地区で「生徒指導連携強化委員会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、小・中学校や高等学校及びPTAや、児童生徒の育成に関わる団体、警察等の関係機関等の共通理解を図るとともに、「岐阜県生徒指導推進会議」との連携の下、各地域の公民館を拠点とした少年育成団体の活動や子供会の活動等地域ぐるみで、子供たちの絆を強めるとともに、多くの大人が地域で子供を守り育てる活動でいじめ等の防止に努める。<県教育委員会、警察> ○ 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、県教育委員会におけるいじめの防止等に対応する体制の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の関係各課の職員で構成する「生徒指導総合支援チーム」において、常に密接な連携の下で、各課の専門性を活かして、いじめ等の生徒指導上の課題への対応策の検討や、いじめ事案への対応に関する公立学校、市町村教育委員会への支援等を行う。<県教育委員会> 	<p>(1) 県における関係機関等と連携した体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの防止等に関する様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県いじめ問題対策検討会」「岐阜県生徒指導推進会議」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者との密接な連携の下で行われるよう努める。<県教育委員会、環境生活部、警察> ・「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」や「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、県教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。<県教育委員会、警察、環境生活部> ○ 県内各地区で「生徒指導連携強化委員会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、小・中学校や高等学校及びPTAや、児童生徒の育成に関わる団体、警察等の関係機関等の共通理解を図るとともに、「岐阜県生徒指導推進会議」との連携の下、各地域の公民館を拠点とした少年育成団体の活動や子供会の活動等地域ぐるみで、子供たちの絆を強めるとともに、多くの大人が地域で子供を守り育てる活動でいじめ等の防止に努める。<県教育委員会、警察> ○ 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、県教育委員会におけるいじめの防止等に対応する体制の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の関係各課の職員で構成する「生徒指導総合支援チーム」において、常に密接な連携の下で、各課の専門性を活かして、いじめ等の生徒指導上の課題への対応策の検討や、いじめ事案への対応に関する公立学校、市町村教育委員会への支援等を行う。<県教育委員会> 	<p>(2) いじめの未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。<県教育委員会> ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめ・不登校の未然防止に関する実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。 ・県内の全公立小・中学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた道徳教育の実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。 ・県内の全公立学校において「ひびきあいの日」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。 	<p>(2) いじめの未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めができるよう、「子どもの居場所と絆づくり県民運動」を推進する。<県教育委員会> ・学校と家庭、地域社会が連携・協力し、「あつたかいま葉かけ運動」や、大人と子供が
---	---	--	---

<p>いじめ等について直接意見交流を行う「居場所と絆づくり交流会」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象とした県民運動等の啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。 	<p>・「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重意識高揚の普及・啓発活動、研修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 ○ 「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民一人一人が互いを認め合い、他人の人権を尊重し、よりよく生き合う力を育むことができるよう、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。 ○ インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
<p>・「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重意識高揚の普及・啓発活動、研修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 ○ 「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民一人一人が互いを認め合い、他人の人権を尊重し、よりよく生き合う力を育むことができるよう、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。 ○ インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。 	<p>・少年を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。 ○ 「情報モラル教育に関する出前講座」を一層周知・徹底するとともに、インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。 ○ 子供たちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。 ○ 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。</p>
<p>・少年を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報モラル教育に関する出前講座」を一層周知・徹底するとともに、インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。 ○ 子供たちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。 ○ 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。 	<p>・全公立学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。 ○ 私立学校におけるいじめの認知件数や対応状況について定期的に把握し、必要に応じて助言・援助を行う。 ○ 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。</p>
<p>・全公立学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。 ○ 私立学校におけるいじめの認知件数や対応状況について定期的に把握し、必要に応じて助言・援助を行う。 ○ 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。</p>	<p>・全公立学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。 ○ 私立学校におけるいじめの認知件数や対応状況について定期的に把握し、必要に応じて助言・援助を行う。 ○ 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。</p>

○ いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。	○ いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
・ 学校外の相談窓口（「いじめ相談2.4」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンセンター」、岐阜県総合教育センター及び各教育事務所の相談窓口）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。 <県教育委員会、警察>	・ 学校外の相談窓口（「子供SOS2.4」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンセンター」、岐阜県総合教育センター及び各教育事務所の相談窓口）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。 <県教育委員会、警察>
・ 岐阜県総合教育センターに開設する適応指導教室において、いじめにより不登校となつた児童生徒に対するきめ細かな支援を行う。 <県教育委員会>	・ 岐阜県総合教育センターに開設した「教育支援センター（G—プレイス）」において、いじめにより不登校となった児童生徒に対するきめ細かな支援を行う。 <環境生活部>
・ 青少年SOSセンターにおける児童生徒の相談、支援体制の機能強化、関係機関との連携を図るとともに、市町村の相談・支援体制の整備を支援する。 <環境生活部>	・ 青少年SOSセンターにおける児童生徒の相談・支援体制の整備を支援する。 <環境生活部>
・ 子ども相談センターにおける「子ども家庭110番」等で受理したいじめに周知する各種相談に対して、市町村児童福祉担当課、学校及び教育委員会、医療機関、警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。 <健康新聞部>	・ 子ども相談センターにおける「子ども家庭110番」等で受理したいじめに周知する各種相談に対して、市町村児童福祉担当課、学校及び教育委員会、医療機関、警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。 <健康福祉部>
○ スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。	○ スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。
・ スクールカウンセラー等を全ての公立小・中学校・義務教育学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する各学校における研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。	・ スクールカウンセラー等を全ての公立小・中学校・義務教育学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する各学校における研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。
・ 県立高等学校における臨床心理士等の配置を拡充し、専門的な教育相談の充実を図る。	・ 県立高等学校における臨床心理士等の配置を拡充し、専門的な教育相談の充実を図る。
・ 各学校においては、スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル ^{※4} 等の育成についての研修を充実する。	・ 各学校においては、スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル ^{※4} 等の育成についての研修を充実する。
○ 個別のいじめ事案について、その様態や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校や市町村教育委員会に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。	○ 個別のいじめ事案について、その様態や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校や市町村教育委員会に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。
・ 各教育事務所に配置する「地域担当生徒指導主事」が中心となり、各地区の公立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携による調整等を行う。 <県教育委員会>	・ 各教育事務所に配置する「地域担当生徒指導主事」が中心となり、各地区の公立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携による調整等を行う。 <県教育委員会>
・ 私立学校におけるいじめ事案については、第一義的には学校又はその設置者である学校法人が自らの責任において解決に向けた具体的な指導・助言を行う。	・ 私立学校におけるいじめ事案については、第一義的には学校又はその設置者である学校法人が自らの責任において解決に向けた具体的な指導・助言を行う。
・ 各学校・保護者等からの通報や相談があつた場合又は私立学校からの要請があつた場合、あるいは深刻な事態を招くことが懸念される場合には、県教育委員会等関係機関と連携しながら、解決に向けた助言・援助を行う。 <環境生活部>	・ 各学校・保護者等からの通報や相談があつた場合又は私立学校からの要請があつた場合、あるいは深刻な事態を招くことが懸念される場合には、県教育委員会等関係機関と連携しながら、解決に向けた助言・援助を行う。 <環境生活部>

資料 1

<ul style="list-style-type: none">○ いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援する。 　　・公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じて、臨床心理士や医師、弁護士等、個別の事案に即して、必要とされる専門家を派遣し、児童生徒や保護者への対応や、教職員に対する助言等を行う。○ 教育事務所にスクールソーシャルワーカー※5を配置し、必要に応じて市町村教育委員会や公立小・中学校に派遣し、児童生徒の生活環境の改善や福祉部局との連携等が必要とする事案についての支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">○ いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援する。 　　・公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じて、臨床心理士や医師、弁護士等、個別の事案に即して、必要とされる専門家を派遣し、児童生徒や保護者への対応や、教職員に対する助言等を行う。○ 教育事務所にスクールソーシャルワーカー※5を配置し、必要に応じて市町村教育委員会等が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる、大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として派遣する。○ 県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる、大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として派遣する。○ 暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。	(追記：県事業)
<ul style="list-style-type: none">○ ネットバトロール※6を通じて、インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。 　　・ソーシャルネットワーキングサービス※7への不適切な書き込み等への監視を強化するとともに、発見された事案について、学校や市町村教育委員会等への情報提供や指導・助言を行う。	<ul style="list-style-type: none">○ ネットバトロール※6を通じて、インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。 　　・ソーシャルネットワーキングサービス※7への不適切な書き込み等への監視を強化するとともに、発見された事案について、学校や市町村教育委員会等への情報提供や指導・助言を行う。	(4) 教職員の資質向上 生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図る。 ・新任教頭研修、新任生徒指導主事研修では、いじめの具体的な事例を基にケーススタディ※8を行い、未然防止や早期発見・早期対応に関する取組の充実を図る。
<ul style="list-style-type: none">○ 生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象として、外部講師による専門的な講義やケーススタディなど、生徒指導や教育相談に関する専門的な研修の充実を図る。○ 新任校長研修、新任教頭研修、新任生徒指導主事研修では、いじめの具体的な事例を基にケーススタディ※8を行い、未然防止や早期発見・早期対応に関する取組の充実を図る。○ 生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象として、外部講師による専門的な講義やケーススタディなど、生徒指導や教育相談に関する専門的な研修の充実を図る。○ いじめ防止のために全学校全教職員に配布した「いじめ防止研修用リーフレット」等の教員向け資料、教育相談の心得や方法等を作成・配布し、活用を促すことにより、各学校における研修やいじめの防止等の取組の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none">○ 生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象として、外部講師による専門的な講義やケーススタディなど、生徒指導や教育相談に関する専門的な研修の充実を図る。○ 新任校長研修、新任教頭研修、新任生徒指導主事研修では、いじめの具体的な事例を基にケーススタディ※8を行い、未然防止や早期発見・早期対応に関する取組の充実を図る。○ 生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象として、外部講師による専門的な講義やケーススタディなど、生徒指導や教育相談に関する専門的な研修の充実を図る。○ いじめ防止のために全学校全教職員に配布した「いじめ防止研修用リーフレット」等の教員向け資料、教育相談の心得や方法等を作成・配布し、活用を促すことにより、各学校における研修やいじめの防止等の取組の充実を図る。	(4) 教職員の資質向上 生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図る。 ・新任校長研修、新任教頭研修、新任生徒指導主事研修では、いじめの具体的な事例を基にケーススタディ※8を行い、未然防止や早期発見・早期対応に関する取組の充実を図る。

- ・重大事態を未然に防ぐための「教師が知つておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月：文部科学省）」等の資料や重大事態が起こった際を想定した「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」等の資料を活用した研修の充実を図る。
- ・重大事態を未然に防ぐための「教師が知つておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月：文部科学省）」等の資料や重大事態が起こった際を想定した「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」等の資料を活用した研修の充実を図る。

(追記：国の方針準拠)

- ・ 県内の全公立学校の教職員を対象に「人権教育幹部研修会」「人権教育教員研修会」「人権教育講座」を開催し人権意識の向上に努める。

修の充実を図る。

- ・ 県内の全公立学校の教職員を対象に「人権教育幹部研修会」「人権教育教員研修会」「人権教育講座」を開催し人権意識の向上に努める。

(5) 学校評価や学校運営支援

- いじめの防止等に資する学校評価を推進する。<県教育委員会>
 - ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようになります。したがって、県教育委員会は、学びの改善に取り組むようにならなければならない。
- いじめの防ぼ基本方針に基づく取組（いじめが起きにくく・早期発見・事業対応のマニュアルの実行・定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して、必要な指導・助言を行う。

(追記：国の方針準拠)

(5) 学校評価や学校運営支援

- いじめの防ぼ等に資する学校評価を推進する。<県教育委員会>
 - ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることが促され、児童生徒や地域の状況の迅速かつ適切な評価を評価するのではなく、日常の児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにならなければならない。
- いじめの改善に取り組むようにならなければならない。

（修正：国の方針準拠）

（追記：国の方針準拠）

- いじめの防ぼ等の取組を適切に評価する教員評価を推進する。<県教育委員会>
 - ・ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生の際に問題を隠さず迅速かつ適切に対応することや組織的な取組等について評価するよう、各公立学校及び市町村教育委員会における教員評価への必要な指導・助言を行う。

- 教職員が一人一人の子供と向き合い、いじめの防ぼ等に適切に取り組んでいくよう、学校運営の改善を支援する。<県教育委員会>
 - ・ 事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(6) 私立学校への支援

- いじめの防ぼ等に向けた取組が推進されるよう支援を行う。<環境生活部>
 - ・ 各学校の実情に応じ実効性のある学校いじめ防止基本方針が策定されるよう助言・援助を行う。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材による教育相談体制の整備、退職教員や経験豊かな社会人等外部人材の活用による児童生徒に向き合う環境の整備、道徳教育や人権教育等による心の教育の推進、学校通信やホームページ開

資料 1

<p>設による学校教育活動の保護者等への情報提供など、教育環境の充実のための財政上の支援策を講じる。</p> <p>・県教育委員会が実施する教職員の資質向上のための研修等への参加促進や、各種資料の情報提供を行う。</p>	<p>設による学校教育活動の保護者等への情報提供など、教育環境の充実のための財政上の支援策を講じる。</p> <p>・県教育委員会が実施する教職員の資質向上のための研修等への参加促進や、各種資料の情報提供を行う。</p> <p>III いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>(第Ⅲ章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。)</p> <p>学校においては、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。</p> <p>また、市町村立学校についても、実施すべき施策について県教育委員会と市町村教育委員会で連携や情報共有を図る。</p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>学校では、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）、岐阜県の基本方針を参考にして、自らの学校のいじめ防止等の取組を行なう基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。具体的な内容としては以下のようないふものが挙げられる。</p> <p style="text-align: right;">(修正：国の方針準拠)</p>
--	---

①いじめの問題に対する基本的な考え方
②いじめの防止（未然防止のための取組等）
③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
④いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）
⑤いじめの防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織
⑥いじめ防止のための年間計画
・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年毎の取組を行うか全校の取組を行う）
・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（PDCAサイクル）等
⑦重大事態への対処

①いじめの問題に対する基本的な考え方
②いじめの防止（未然防止のための取組等）
③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
④いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）
⑤いじめの防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織
⑥いじめ防止のための年間計画
・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年毎の取組を行うか全校の取組を行う）
・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（PDCAサイクル）等
⑦いじめ防止のための取組に係る学校評価の評価項目
（追記：国の方針準拠）
⑧重大事態への対処
⑨資料の保管（定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）
（追記：国の方針準拠＆県独自）

- 学校いじめ防止基本方針作成の留意点
 - ・いじめの防止の観点では、「いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」等を具体的に盛り込むことが考えられる。
 - ・いじめの早期発見を徹底する観点では、例えば、チェックリストを作成・共有し、全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込むことが望ましい。

- 学校いじめ防止基本方針作成の留意点
 - ・いじめの防止の観点では、「豊かな心の育成のための、学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」等を具体的に盛り込む必要がある。
 - ・いじめの早期発見を徹底する観点では、例えば、チェックリストを作成・共有し、全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込むためのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有し、全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、いじめの事案への対応に関する教職員の資質能⼒向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されて

<p>いるものとする。 さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。</p> <p>(追記：国の方針準拠)</p>	<p>より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校のいじめ対策組織を中心とした点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込む必要がある。</p> <p>(修正：国の方針準拠)</p>	<p>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事業者対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。</p> <p>(追記：国の方針準拠)</p>	<p>学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画を依頼し、地域を巻き込んで学校基本方針になるようになることが、学校いじめ防止基本方針策定後、取組を円滑に進めいく上でも有効である。 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れることなども考えられる。 学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</p> <p>(追記：国の方針準拠)</p>
<p>2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的なかつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織を設置する。</p>	<p>学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的なかつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織を設置する。</p>	<p>学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的なかつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織を設置する。</p>	<p>学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的なかつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織を設置する。</p> <p>また、必要な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。</p> <p>(修正：文脈から修正)</p>

資料 1

取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、以下の内容等が想定される。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつたときには、緊急会議でいじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

(修正：国の方針準拠)

具体的には、以下の内容等が想定される。

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事業実施のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があつたときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめか否かの判断を行う役割。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(追記:国の方針準拠)

いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを行ったためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

県教育委員会及び県私立学校主管部局は、以上の組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組

の改善につなげることも有効である。

当該組織は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすること、特にいじめかどうかの判断は、組織的に行なうことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証・評価、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているかを検証する。

(追記：国の方針準拠)
学校いじめ対策組織は、いじめ防止等の中核組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できること、特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行なうことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まざる、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て該当組織に報告・相談することや、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(修正：国の方針準拠)
学校として、学校基本方針やマニフェスト等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これららの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとつて情報共有しやすい環境の醸成に取組む必要がある。

（追記：国の方針準拠）

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかつたケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

（修正：国の方針準拠）

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校いじめ対策組織は学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学科担任、部活動指導に関わる教職員、学生校等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定す

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

資料 1

立案、事案対処等を、学級担任を含めたすべての教職員が経験することができるようになるべく組織など、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。
さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

(追記：国の方針準拠)

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によつて対応する。

(修正：国の方針準拠)

学校いじめ対策組織の名称としては「いじめ未然防止・対策委員会」など、各学校が決定する。

(修正：国の方針準拠)

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(国の基本方針別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置】のポイント】参照)

(追記：国の方針準拠)

(1) いじめの未然防止
いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(追記：国の方針準拠)
また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

資料 1

<p>全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体会を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じどることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。</p>	<p>(追記：国的基本方針【別添2】より再掲+県独自)</p> <p>児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めて初めていじめの事実が把握されることが多い、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるとともに、児童生徒による重要性を理解させるように努める。</p>	<p>(追記：国の方針準拠)</p> <p>加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれるのことなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助长したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>(2) 早期発見</p> <p>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、人が気付くにくく判断しにくく行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつて、早い段階から的確に開けたりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。</p>	<p>このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとつては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解する。</p>
---	---	--	---	---

解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(追記：国の方針準則)

(3) いじめへの対処 いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へと通報その他との適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録していく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになつた事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。

(追記：国の方針準則)

また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになつた段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒にやって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようになる。その際、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や

また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになつた段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒にやって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようになる。その際、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や

資料1

被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応するこ
とが必要である。

いじめは、単に謝罪をもつて安易に解消することはできない。いじめが「解消してい
る」状態とは、少なくとも次の要件が満たされたことがある。ただし、これらの要件
が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ
るもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、
少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間
が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ
対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の
期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した
段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注
視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじ
めの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその
保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合に
おいて、事業に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。
・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、そ
の安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に
至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を
含む対処プランを策定し、確実に実行する。
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消し
ている」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、
学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意
深く観察する必要がある。

（追記：国の方針準拠）

4 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業する
までとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要
録との並びで保存期間を5年とする。

（追記：国の「不登校重大事態に係る調査の指針」準拠）

IV 重大事態への対処

(第IV章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。)

1 学校の設置者又は学校による対処

IV 重大事態への対処

(第IV章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。)

1 学校の設置者又は学校による調査

(1) 重大事態の差見

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

また、児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席している場合には、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

児童生徒や保護者からいじめの訴えがあったときは、その意向を踏まえつつ、事実確認等を行なうと判断した場合は、各学校のいじめ対策組織において検討や設置者への相談等も行い、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校が、重大事態であると判断した場合は、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。報告の内容については、学校の設置者・学校自身にとつて不都合なことがあつたとしても事実にしつかりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

IV 重大事態への対処

(第IV章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。)

1 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(追記：国の方針準拠)

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

(追記：国の方針準拠)

また、法第28条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

また、法第28条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

(追記：国の方針準拠)

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者から申立ては、学校が把握しない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(修正：国の方針準拠)

(2) 重大事態の報告

学校が、重大事態であると判断した場合は、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。報告の内容については、学校の設置者・学校自身にとつて不都合なことがあつたとしても事実にしつかりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

(修正：「不登校重大事態に係る調査の指針」準拠)

(3) 重大事態の調査
「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

(3) 重大事態の調査
法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と学校の設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。
法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料提供するとともに、調查結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(追記：国の方針准拠)

① 調査主体について

調査は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられる。「学校の設置者」とは、県立学校の場合は学校を設置・管理する県教育委員会、私立学校の場合は学校法人である。
学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えられる。
しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、生徒指導総合支援チームなどが調査の支援を行う。
私立学校においては、各学校によって体制面など実情が異なり一律的に判断することは困難であるが、上記の考え方も参考にしながら、適切な主体を選定していくことが必要である。

① 調査主体について
調査は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられる。「学校の設置者」とは、県立学校の場合は学校を設置・管理する県教育委員会、私立学校の場合は学校法人である。
学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応する立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えられる。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、生徒指導総合支援チームなどが調査の支援を行う。

私立学校においては、各学校によって体制面など実情が異なり一律的に判断することは困難であるが、上記の考え方も参考にしながら、適切な主体を選定していくことが必要である。

(2) 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

(3) 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目指したものである。
- ・調査を実りあるものにするためには、学校の設置者、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢で調査する。
- ・学校の設置者又は学校は、附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなつた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

(1) 調査結果の提供及び報告

- ① 情報を提供する際の留意事項について
- 県教育委員会又は県立学校、また私立学校においても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒

(2) 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

(3) 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目指したものである。
- ・調査を実りあるものにするためには、学校の設置者、学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実に向き合う姿勢で調査する。
- ・学校の設置者又は学校は、調査を行うための組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなつた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 情報を提供する際の留意事項について
- 県教育委員会又は県立学校、また私立学校においても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒

又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。	・県立学校が調査を行う場合には、県教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。
② 調査結果の報告	調査結果は、県教育委員会及び県立学校、また私立学校においても、それぞれ知事に報告する。上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査
知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。私立学校については、当該事案に係る資料の提供等を求めて、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。
なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、知事等による調査を並行して実施することもできる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。
再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
また、私立学校の場合については、私立学校法の規定等に定める権限の行使の他、助言・援助など必要な措置を講じる。
また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。	・県立学校が調査を行う場合には、県教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。
② 調査結果の報告	調査結果は、県教育委員会及び県立学校、また私立学校においても、それぞれ知事に報告する。上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査
知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行なうことができる。私立学校については、当該事案に係る資料の提供等を求めて、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。
なお、重大事態になつた経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、知事等による調査を並行して実施することもできる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。
再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
また、私立学校の場合については、私立学校法の規定等に定める権限の行使の他、助言・援助など必要な措置を講じる。
また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を日途として、法の施行状況等を勘査して、岐阜県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
加えて、県は市町村における地方いじめ防止基本方針や県立学校及び私立学校における基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を日途として、法の施行状況等を勘査して、岐阜県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
加えて、県は市町村における地方いじめ防止基本方針や県立学校及び私立学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

【用語解説】

※ 1：スクールサポーター

学校内や登下校時における子どもの安全確保に関する取り組みを強化するとともに、児童生徒の非行の防止や健全育成を図るために警察署に配置されている方のことです。

※ 2：少年警察ボランティア

児童生徒の非行防止及び保護を図るために警察署に配置された少年捕縛員等として委嘱された地域の方々のことです。

※ 3：MS（マナーズ・スピリット）リーダーズ

Mは、Manners（規範、礼儀作法）、SはSpirit（意識、精神）の頭文字です。高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことです。

※ 4：ソーシャルスキル

仲間関係を円滑に進め、維持していく能力のことです。

※ 5：スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

※ 6：ネットバトロール

児童生徒がネットいじめなどに巻き込まれていないかを教育委員会等が監視する取組のことです。

※ 7：ソーシャルネットワーキングサービス

インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのことです。

※ 8：ケーススタディ

実際に起きた事例をもとに研究をすることです。

【用語解説】

※ 1：スクールサポーター

学校内や登下校時における子どもの安全確保に関する取り組みを強化するとともに、児童生徒の非行の防止や健全育成を図るために警察署に配置されている方のことです。

※ 2：少年警察ボランティア

児童生徒の非行防止及び保護を図るために警察署に配置された少年捕縛員等として委嘱された地域の方々のことです。

※ 3：MS（マナーズ・スピリット）リーダーズ

Mは、Manners（規範、礼儀作法）、SはSpirit（意識、精神）の頭文字です。高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことです。

※ 4：ソーシャルスキル

仲間関係を円滑に進め、維持していく能力のことです。

※ 5：スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

※ 6：ネットバトロール

児童生徒がネットいじめなどに巻き込まれていないかを教育委員会等が監視する取組のことです。

※ 7：ソーシャルネットワーキングサービス

インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのことです。

※ 8：ケーススタディ

実際に起きた事例をもとに研究をすることです。

岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月）

主な改定事項（案）

1 「けんかは除く」を削除する

資料1 P2

○いじめの定義と解釈の明確化を図るため

【国の方針準拠】

【改定前】	【改定後】
けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。	けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 「暴力行為等防止支援員」、「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」による学校への支援を明記する

資料1 P10

○いじめ等の未然防止のための県の施策を反映するため

【県独自】

【追記】
・県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる、大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として派遣する。
・暴力行為の未然防止と早期対応を図るために、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。

3 「学校は『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対処マニュアル』を定める」旨明記する

資料1 P13

○学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるため

【国の方針準拠】

【改定前】	【改定後】
○学校のいじめ防止基本方針作成の留意点 ・いじめの防止の観点では、「豊かな心の育成のための、学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」等を具体的に盛り込むことが考えられる。 ・いじめの早期発見を徹底する観点では、例えば、チェックリストを作成・共有し、全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込むことが望ましい。	○学校いじめ基本方針作成の留意点 ・いじめの防止の観点では、「いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（『学校いじめ防止プログラム』）」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」を具体的に盛り込む必要がある。 ・いじめの早期発見を徹底する観点では、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。

4 「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける」旨明記する
資料1 P14

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を積極的に評価改善するため

【国の方針準拠】

【追記】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

5 「学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」
 旨明記する

資料1 P14

○学校いじめ防止基本方針の内容の周知徹底を図るため

【国の方針準拠】

【改定前】

学校が策定した学校基本方針は、各学校のホームページ等で公開する。

【改定後】

学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

6 「学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画」を明記する

資料1 P16

○外部専門家の参画によりいじめへの適切な対応を図るため

【国の方針準拠】

【追記】

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校いじめ対策組織は学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

7 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」【別添2】(学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント)を添付する

資料1 P17

○現行の基本方針に添付がなかったため。

【国の方針準拠】

※資料6 別添2参照

【今回の改定の主な内容】

①いじめに向かわない態度・能力の育成 (P 2)

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

②いじめが生まれる背景と指導上の注意 (P 3)

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒

③校内研修の充実 (P 10)

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を年に複数回開催する。

8 未然防止のキーワードとして「自己有用感や自己肯定感を育む」ことを明記する

資料1 P18

○未然防止のための重要なポイントを示すため（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」【別添2】より再掲+点線下線部県独自）

【追記】

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

9 「学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。」ことを明記する

資料1 P19

○特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず組織的に対応するため

【国の方針準拠】

【追記】

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

10 いじめの「解消」の定義を明記する

資料1 P20

○被害者への支援を継続する必要があるため

【国の方針準拠・県独自（点線下線部）】

【追記】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の時間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

1.1 資料の保管について明記する

資料1 P20

○保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため

【国の指針（不登校重大事態に係る調査の指針）準拠】

【追記】

III いじめ防止対策等のために学校が実施すべき施策

4 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

1.2 重大事態への対応の留意点を明記する

資料1 P21

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを徹底させるため

【国の方針準拠】

【改定前】

児童生徒や保護者からいじめの訴えがあったときは、その意向を踏まえつつ、事実確認等を丁寧に行い、必要に応じて各学校のいじめ対策組織において検討や設置者への相談等も行い、報告・調査等に当たる。

【改定後】

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

参考資料1

県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定（案）について

- 1 平成25年6月28日公布、同年9月28日施行
いじめ防止対策推進法
- 2 平成25年10月11日
「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）
- 3 平成26年3月
「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」策定
- 4 平成29年3月14日
「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定
 - 【主な改定事項】
 - ・いじめの定義の変更 → 「けんかは除く」を削除
 - ・いじめ解消の定義の明確化 → いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月を目安
 - ・取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける 等
- 5 平成29年6月～8月
「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」改定手順
 - ・6月 2日 いじめ問題対策検討会 改定案提示・意見聴取
 - ・6月 9日 生徒指導推進会議 情報提供
 - ・6月 16日 いじめ防止等対策審議会 改定案提示・審議
 - ・7月 21日 定例教育委員会 事務局報告・(案) 提示
 - ・8月 22日 定例教育委員会 議案提出・承認

【参考】現県方針策定時の例

平成26年2月18日 事務局報告・(案) 提示
3月 3日 議案提出・承認

- 6 平成29年9月中
各市町村教育委員会及び各学校への周知
- 7 平成29年10月
各学校での取組確認
 - ・各学校のいじめの防止等のための基本方針提出。
 - ・各学校のホームページ確認

<根拠法令>

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめ基本方針）

第十一條 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

いじめの防止等のための組織・事業の概要

参考資料2

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
(目的)第1条「この法律は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」

いじめの防止

いじめの早期発見

いじめへの対処

組

織

事

業

岐阜県生徒指導推進会議 (各青年育成指導団体、学校関係者等)

岐阜県いじめ問題対策検討会 (弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、地方法務局、警察、子どもも相談センター、保護者代表、市町教委、学校関係者等)

岐阜県いじめ防止等対策審議会 (弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、社会福祉士、学識経験者、保護者代表)

※法第28条第1項の規定に基づき、県教育委員会の附屬機関として条例で設置

あつたかい言葉かけ運動(H23~)

出品数 H23 25,584点 → H28 14,888点(5.7倍)
学校参加率 H28 小63.6% 中65.2%
高60.6% 特23.8%

子供SOS24電話相談事業

24時間対応 H28 1,307回(夜間休日571回)

魅力ある学校づくり調査研究事業 (国事業名「いじめ・不登校等未然防止事業」)

H22,23 下呂市 H24,25 瑞穂市 H28,29 海津市

教育相談業務専門職等設置

(学校安全課2名、各教育事務所1名) H28 約2,000件

いじめ等未然防止アドバイザー (大学教授1名、教員OB3名)

青少年SOSセンター(私学振興・青少年課)

24時間電話対応 H28 2,004回

学校教育ネット安全・安心推進事業

ネット、トロール H28 56件 情報モラル啓発リーフレット H28 26.5万部配布
(人権施策推進課予算活用)

ネット安全・安心きふコンソーシアム(私学振興・青少年課)

ケータイ安全・安心利用研修会 H28 153回 保護者向け啓発リーフレット H28 25.5万部配布

スクールカウンセラー活用事業

県内全ての中学校区・義務教育学校・公立高等学校・特別支援学校・総合教育センター等に配置(実人員 SC106名)

スクールソーシャルワーカー活用事業

(6教育事務所に10名配置)

暴力行為等防止支援員

(教員OB2名)

スペシャリストサポート事業

学校等の要請により外部専門家を派遣 H28 549件(臨床心理士418件、社会福祉士58件、弁護士17件 等)

適応指導教室設置事業

総合教育センター内に設置 H28 12名通室

道徳教育・人権教育・家庭教育 ◀ 校長・教頭研修会(教育研修課)、生徒指導主事研修会(学校安全課)、人権教育教員研修会(学校支援課)、家庭教育学級(環境生生活政策課)